

9 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17条・第18条関係)

ア 被虐待児心の回復支援事業

虐待を受けた児童など、心のケアや発達支援が求められる児童に対する支援の一環として、社会性と情動の能力、自己調整スキルを伸ばすことにより、暴力によらない問題解決のための対処スキルを身につけるため「セカンドステップ プログラム」を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	38回	45回	42回
中学生以上	27回	39回	41回

イ 家族のためのペアレントトレーニング事業

虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図りました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家族再統合コース	6家族	11家族	13家族
養育不安コース	8家族	12家族	9家族